参加表明書及び技術資料収集に係る掲示

次のとおり一般競争入札に付しますので、入札参加希望者は参加表明書及び技術資料を提出されたく公募します。

首都高速道路株式会社
代表取締役社長　寺山　徹

１　掲　示　日　　2024年10月１日（火）

２　契約責任者　　首都高速道路株式会社　東京東局長　波津久 毅彦

３　担　当　課　　〒103－0015　東京都中央区日本橋箱崎町43-５
首都高速道路株式会社　東京東局　総務・経理課
電話　03-5640-4817（ダイヤルイン）

４　工事概要等

⑴　工 事 名　　（修）交通管制設備改修工事 2024-2-1

⑵　工事場所　　東京都大田区羽田空港３丁目他 15 箇所

⑶　工事概要　　空港北トンネル他における CCTV 設備 157 台の改修工事

⑷　工　　期　　契約締結日の翌日から 720 日間

⑸　そ の 他　　①　本工事は、参加表明書及び技術資料の提出を受け、競争参加資格が確認された者のうちから、競争入札により、価格と施工実績等の要素を総合評価して落札者を決定する施工能力確認方式の対象工事である。

②　本工事は、参加表明書の提出、入札等を電子入札システムで行う対象工事である。ただし、電子入札システムによりがたいものは、契約責任者の承諾を得て紙入札方式に代えるものとする。また、紙入札の承諾に関しては３に掲げる事務の担当部局に紙入札方式参加承認申請書（電子入札留意事項様式第1）を提出するものとする。

③　本工事は、発注者が週休２日に取り組むことを指定する週休２日制工事（発注者指定方式）である。

④　本工事は、BIM/CIM（Building/ Construction Information Modeling, Management）モデルの活用による建設生産システムの生産性向上及び高度化を図ることを目的とするBIM対象工事である。

⑤　その他については、電子入札留意事項によることとする。

５　競争参加資格

⑴　首都高速道路株式会社の契約規則実施準則（平成 23 年準則第１号）第 73 条の規定に該当しない者であること（詳細は「参加表明書及び技術資料作成要領」に記載）。

⑵　首都高速道路株式会社における2023・2024年度の競争参加資格の「道路保全施設工事」に係る認定を受けている単体であること。なお、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生

手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続の開始の決定後、上記の競争参加資格の再認定を受けていること。

⑶　会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（上記⑵の再認定を受けたものを除く。）でないこと。

⑷　次に掲げる工事の施工実績を有すること。

・断面交通量が２万５千台／日以上で、自動車専用道路（道路法第48条の２第１項又は第２項により指定された道路をいう。以下同じ）又は高速自動車国道（高速自動車国道法第４条第１項により指定された道路をいう。以下同じ。）において、車線規制を伴う電気通信設備の設置又は更新工事

なお、上記工事の施工実績は、2009年度以降に単体又は共同企業体として完工した実績（元請に限る。）とする。ただし、共同企業体の構成員としての完工実績は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。

⑸　次の①から③に掲げる基準を満たす専任の主任技術者又は専任の監理技術者、及び現場代理人（以下「配置予定技術者」という。）を 2024 年 12 月７日（土）までに当該工事に配置できること。

なお、主任技術者又は監理技術者は、現場施工着手日の前日までの期間については、必ずしも専任を要しない。現場施工着手日は、2025 年６月２日（月）を予定している。

①　主任技術者及び監理技術者については、次の㋐から㋓のいずれかに該当する者であること。

㋐　建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 27 条第 1 項の規定による技術検定のうち、1 級電気通信工事施工管理技士又は 2 級電気通信工事施工管理技士に関する検定種目に合格した者

㋑　技術士法（昭和 58 年法律第 25 号）第６条第１項の規定による第二次試験のうち、技術部門を電気電子部門又は総合技術監理部門（選択科目を「電気電子部門」とした者に限る。）に関する技術部門に合格し、かつ、同法第 32 条の規定により技術士登録簿に登録を受けた者

㋒　電気通信事業法（昭和 59 年法律第 86 号）第 46 条第３項の規定による電気通信主任技術者資格者証の交付を受けた者であって、その資格者証の交付を受けた後電気通信工事に関し５年以上実務の経験を有する者

㋓　建設業法第７条第２号イで定める者（電気工学又は電気通信工学に関する学科を修めた者）

㋔　建設業法第７条第２号ロで定める者、かつ、２年以上指導監督的な実務の経験を有する者

②　監理技術者については、建設業法第 26 条第２項に規定する技術者であり、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者であること。

③　配置予定技術者のうち少なくとも１名は、2009 年度以降に次に掲げる工事の経験を有する者であること。なお、工事の経験における従事役職は問わない。

・断面交通量が２万５千台／日以上で、自動車専用道路（道路法第48条の２第１項又は第２項により指定された道路をいう。以下同じ）又は高速自動車国道（高速自動車国道法第４条第１項により指定された道路をいう。以下同じ。）において、車線規制を伴う電気通信設備の設置又は更新工事

なお、上記工事の経験は、2009 年度以降に単体又は共同企業体として完工した実績（元請に限る。）とする。

⑹　施工計画について重大な誤りがないこと。

⑺　入札に参加しようとする者の間に、資本関係又は人的関係がないこと（詳細は「参加表明書及び技術資料作成要領」に記載）。

⑻　本工事に係る設計業務等の受注者又は当該受注者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者でないこと（詳細は「参加表明書及び技術資料作成要領」に記載）。

⑼　参加表明書の提出期限の日から開札のときまでに当社から、競争参加停止措置準則（平成 17 年準則 22 号）に基づく競争参加停止を受けている者でないこと。

⑽　本工事と同一工種の当社発注工事において、参加表明書の提出期限の日から過去２年以内に 40 点未満の工事成績の通知を、過去１年以内に 50 点未満の工事成績の通知をそれぞれ受けている者でないこと。

⑾　当社発注工事において、工事成績の平均が2022年度及び2023年度の２年間連続して60点未満である者でないこと。

６　参加表明書及び技術資料等の作成及び提出に係る事項

⑴　「参加表明書及び技術資料作成要領」等の交付

①　交付期間：2024 年 10 月１日（火）から 2024 年 10 月 29 日（火）午後４時まで

②「参加表明書及び技術資料作成要領」等（参加表明書及び技術資料作成要領、工事請負契約書（案）、工事請負現場説明書、電子入札留意事項、金額を記載しない設計書、設計図面、特記仕様書、工事計画概要書）は下記サイトより入札参加希望者に無償で交付する。なお、やむを得ない事由により、上記交付方法による受領ができない場合は、別の方法（ＣＤ－Ｒ等の配布）により無償で交付するので、上記３の担当課まで申し出ること。

・首都高速道路株式会社ホームページ(入札公告等)（ https://www.shutoko.co.jp/business/bid/ ）

③交付資料のダウンロード操作手順

上記サイトにて、該当工事の入札公告等資料ダウンロード欄を選択し、案内に従い、情報（会社名、担当者名、連絡先等）を入力する。登録確認メール（ダウンロード先ＵＲＬ及びダウンロード先パスワードの通知）を受信し、通知されたパスワードを入力してログインし、交付資料をダウンロードする。

⑵　参加表明書等の提出方法

①　本競争の入札参加希望者は、次の②の受付期間に参加表明書及び技術資料（以下、「参加表明書等」という。）を提出し、契約責任者より当該工事に係る参加表明の確認結果通知を受けなければならない。

なお、参加表明書等に関し、契約責任者から説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

②　参加表明書等は次のとおり受け付ける。

㋐電子入札システムによる場合

⒜参加表明書（電子入札システムにより提出すること。）

・受付期間　：　2024 年 10 月２日（水）午前 10 時から 2024 年 10 月 29 日（火）午後４時まで

⒝技術資料

〈持参の場合〉

・受付期間　：　2024 年 10 月２日（水）から 2024 年 10 月 29 日（火）までの毎日（行政機関の

休日に関する法律（昭和 63 年法律第 91 号）第 1 条に規定する行政機関の休日を除く。以下同じ。）、午前 10 時から午後４時まで（正午から午後１時までを除く。）。

・受付場所 ： 上記３に同じ。

〈郵送の場合〉

・受付期間 ： 2024年10月２日（水）から2024年10月28日（月）まで

・郵送方法 ： 書留郵便等の配達の記録が残るものに限る。なお、郵送提出する旨を事前に上記３に記載の担当部局まで連絡すること。

・受付場所 ： 上記３に同じ。

㈠紙入札による場合

ⓐ参加表明書

〈持参の場合〉

・受付期間 ：上記㈠ⓑ〈持参の場合〉のとおり。

・受付場所 ： 上記３に同じ。

〈郵送の場合〉

・受付期間： 上記㈠ⓑ〈郵送の場合〉のとおり。

・郵送方法： 上記㈠ⓑ〈郵送の場合〉のとおり。

・受付場所： 上記３に同じ。

ⓑ技術資料

〈持参の場合〉

・受付期間 ：2024 年 10 月２日（水）から 2024 年 10 月 29 日（火）までの毎日、午前 10 時から午後４時まで（正午から午後１時までを除く。）。

・受付場所 ： 上記３に同じ。

〈郵送の場合〉

・受付期間： 上記㈠ⓑ〈郵送の場合〉のとおり。

・郵送方法： 上記㈠ⓑ〈郵送の場合〉のとおり。

・受付場所： 上記３に同じ。

③ 技術資料は、「参加表明書及び技術資料作成要領」に示すとおり記述すること。

7 技術資料の審査及び評価に関する事項

⑴ 技術資料の審査項目

技術資料の審査項目は下記のとおりである。

① 上記５⑷に掲げる施工実績

② 工事表彰実績（優秀工事）

③ 工事表彰実績（安全管理優良工事）

④ 功労表彰実績

⑤ カーボンニュートラル取組実績

⑥ 施工計画

⑵ 技術資料の評価項目

技術資料の評価項目は下記のとおりである。

① 上記５⑷に掲げる工事の施工実績件数（最大３件まで）
② 上記５⑷に掲げる工事の工事成績評定点（最大３件まで）
③ 工事表彰実績（優秀工事）
④ 工事表彰実績（安全管理優良工事）
⑤ 功労表彰実績
⑥ カーボンニュートラル取組実績
⑦ 施工計画において適切な記述の有無

８ 落札方式に関する事項

⑴ 総合評価の方法

落札者の決定方式は、上記７⑵に応じて評価した技術評価点（配点20点）と、入札価格から得られる価格評価点（配点30点）を加算した数値（以下「評価値」という。）によって決定する総合評価方式とする。

評価値 ＝ 技術評価点 ＋ 価格評価点

価格評価点は、入札価格により次のとおり算定される。

・入札価格≧低入札調査基準価格：20＋（10／（100－β））×（100－α）
・低入札調査基準価格＞入札価格≧特別重点調査基準価格：（30／（β－60））×（α－60）
・特別重点調査基準価格＞入札価格：0

ここで、α＝（入札価格／予定価格）×100
β＝（低入札調査基準価格／予定価格）×100

⑵ 落札者の決定方法

① 技術資料に基づき予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した者のうち、技術資料及び入札価格から上記８⑴によって得られた評価値の最も高い者を落札者とする。ただし、入札価格によっては、契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあって著しく不適当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち、評価値が最も高い者を落札者とする。
② 上記８⑴において、評価値が最高となる者が２者以上あるときは、その中で最も入札価格が低い者を落札者とする。入札価格も同じ場合には、電子入札システムの電子くじにより落札者を決定する。

⑶ 低入札価格調査等

予定価格を大幅に下回る入札について、その価格によっては契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるか否かを判断するための調査（低入札価格調査）又は重点的に調査して判断するための調査（特別重点調査）を行う。低入札価格調査及び特別重点調査の調査事項については、首都高速道路株式会社の契約規則実施細則に規定している。

⑷ 入札不調となった場合の取り扱い

本工事の入札が不調となった場合、「競争入札後の価格交渉方式（見積審査タイプ）」に移行

する場合がある。

「競争入札後の価格交渉方式（見積審査タイプ）」とは、入札不調発生後、８⑴によって得られた評価値が最高の入札者１者（評価値が最高の入札者が２者以上あるときは、工事請負現場説明書１⑿に準ずる。）を当該協議対象者として選定し、価格交渉を行い、交渉において妥当性を確認した上で、標準積算した設計金額を上回ってもその内容を反映することが可能な契約方式である。

９　入札に係る事項

⑴　電子入札による場合

①　入札書の提出締切日時：2024年11月25日（月）午前10時30分

②　開札日時：2024年11月25日（月）午前11時00分

③　日時変更：入札執行の日時に変更がある場合は、入札者に通知する。

⑵　紙入札による場合

①　開札日時及び場所：2024年11月25日（月）午前11時00分（３に掲げる事務の担当部局に持参すること。）

②　日時変更：入札執行の日時に変更がある場合は、入札者に通知する。

10　その他

⑴　手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

⑵　契約書作成の要否　要（本件は電子契約を推奨する。）

⑶　詳細は「参加表明書及び技術資料作成要領」による。

⑷　電子入札システムの稼動時間は、休日を除く午前８時30分から午後８時まで。

⑸　障害発生時及び電子入札システム操作等の問合せ先は、次のとおりとする。

電子入札ヘルプデスク　電話 0570-021-777（ダイヤルイン）

（平日のみ午前９時から午後５時30分まで（正午から午後１時までを除く。）。）

Mail ： sys-e-cydeenasphelp.rx@ml.hitachi-systems.com

⑹　入札参加希望者が電子入札システムで書類を提出した場合には、受付票及び競争参加資格確認通知書を電子入札システムで入札参加希望者に送付するので、必ず確認を行うこと。

⑺　第１回の入札において落札者が決定しない場合で再度入札に移行する場合の取扱い

①電子入札による場合

再度入札の日時については、再入札通知書に記載して通知する。

②紙入札による場合

再度入札の日時について、入札会場で口頭により知らせる。

⑻　本掲示に関して詳細不明な点については、上記３に掲げる担当課に照会すること。

以上